

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 30 日

金 曜 日

号 外(5)

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 監査委員公告 ○監査の結果の公表 | 1 |
|----------------------------|---|

~~~~~

## 公 告

~~~~~

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、平成28年 8 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 9 月 30 日

富山県監査委員 宮 本 光 明
 富山県監査委員 武 田 慎 一
 富山県監査委員 中 山 喜 徳
 富山県監査委員 米 澤 政 明

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

| | | 監 査 年 月 日 |
|-------|-----------------|----------------|
| 知事政策局 | 知 事 政 策 局 | 平成28年 8 月 18 日 |
| 同 | 秘 書 課 | 平成28年 8 月 18 日 |
| 同 | 消 防 課 | 平成28年 8 月 17 日 |
| 同 | 防 災 ・ 危 機 管 理 課 | 平成28年 8 月 18 日 |
| 経営管理部 | 人 事 課 | 平成28年 8 月 17 日 |
| 同 | 情 報 政 策 課 | 平成28年 8 月 9 日 |
| 同 | 統 計 調 査 課 | 平成28年 8 月 4 日 |

| 監査対象箇所 | | | | 監査年月日 |
|--------|-------------|----|-------|------------|
| 経営管理部 | 広 | 報 | 課 | 平成28年8月2日 |
| 同 | 文 | 書 | 総務課 | 平成28年8月2日 |
| 同 | 財 | 政 | 課 | 平成28年8月1日 |
| 同 | 管 | 財 | 課 | 平成28年8月1日 |
| 農林水産部 | 高岡農林振興センター | | | 平成28年8月30日 |
| 同 | 砺波農林振興センター | | | 平成28年8月22日 |
| 同 | 小矢部川ダム管理事務所 | | | 平成28年8月22日 |
| 土木部 | 建築 | 住宅 | 課 | 平成28年8月4日 |
| 同 | 新川 | 土木 | センター | 平成28年8月30日 |
| 同 | 富山 | 土木 | センター | 平成28年8月29日 |
| 同 | 白岩川 | ダム | 管理事務所 | 平成28年8月29日 |
| 同 | 富山 | 新港 | 管理局 | 平成28年8月8日 |
| 出納局 | 検 | 査 | 室 | 平成28年8月24日 |
| 同 | 出 | 納 | 課 | 平成28年8月18日 |
| 同 | 総 | 務 | 会計課 | 平成28年8月18日 |
| 同 | 富山 | 出納 | 室 | 平成28年8月18日 |
| 同 | 魚津 | 出納 | 室 | 平成28年8月18日 |

(2) 監査対象年度

平成26年度及び平成27年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 歳入調定事務に不適正なものがあった。

- イ 職員手当の支給に誤りがあった。
- ウ 過年度支出が生じた。
- エ 支払遅延防止法第10条の規定に違反して支払ったものがあった。
- オ 電気料金の支払いに適正を欠くものがあった。
- カ 契約内容が適正でないものがあった。(2箇所)
- キ 予定価格調書のないものがあった。
- ク 交通事故による損害が生じた。
- ケ 施設管理事故による損害賠償があった。(2箇所)
- コ 財産報告の内容を誤っているものがあった。
- サ 公有財産台帳等に未整理のものがあった。
- シ 都市計画法に基づく開発行為の許可申請に関し、県の指導誤りによる損害が生じた。
- ス 公有財産の管理に不適正なものがあった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

| | |
|-----------------|------------|
| 公立大学法人富山県立大学 | 平成28年8月8日 |
| 富山県いきいき物産株式会社 | 平成28年8月17日 |
| 公益社団法人富山県農林水産公社 | 平成28年8月9日 |

(2) 監査対象年度

平成27年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 専決規定に違反しているものがあつた。